# 指定居宅療養管理指導事業者　運営規程

（事業目的）

第１条　すずらん薬局厚生医療センター前店（指定居宅療養管理指導事業者）が行う居宅療養管理指導業務の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等の指導による薬学的管理計画書に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、すずらん薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

２．利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう担当薬剤師は通院困難な利用者に対しその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより療養生活の質の向上を図る。

（運営方針）

第２条　要介護または要支援者（以下「利用者」という）の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

２．地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との連携に努める。

３．適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。

・保険薬局であること

・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。

・麻薬小売業者としての許可を取得していること。

・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。

・居宅療養管理指導サービスの提供に必要な設備及び備品を備えていること。

（従業者の職種、員数）

第３条　従業者について

・居宅療養管理指導に従事する薬剤師を配置する。

・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。

・従事する薬剤師数は、居宅療養管理指導を行う利用者及び保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

２．管理者について

・常勤の管理者１名を配置する。但し、業務に支障がない限りすずらん薬局厚生医療センター前店の管理者との兼務を可とする。

（職務内容）

第４条　薬剤師の行う居宅療養管理指導の提供にあたっては、医師及び歯科医師の指導による薬学的管理計画書に基づき訪問等を行い、利用者の病状及び心身の状況を把握し継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のＡＤＬやＱＯＬに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう適切に行う。

２．訪問等により行った居宅療養管理指導の内容は、速やかに記録を作成すると共に処方医等及び必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

（営業日及び営業時間）

第５条　原則として営業日及び営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、日曜日及び国民の祝祭日及び当事業所の指定する研修日、夏期休暇、年末年始休業を除く。

２．通常、上記１、における月～金曜日は午前８：３０～午後６：００（輪番当番時は１９：００迄）
土曜日は午前９：３０～午後１８：３０　祝日の輪番時は午前９：３０～午後１８：３０

３．利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

第６条　通常の実施地域は、秋田市近郊とする。

（指定居宅療養管理指導の内容）

第７条　薬剤師の行う居宅療養管理指導の主な内容は、次の通りとする。

・処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫)。
・薬剤服用歴の管理。
・薬剤等の居宅への配送。
・居宅における薬剤の保管・管理にかんする指導。
・使用薬剤の有効性に関するモニタリング。
・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置。
・ＡＤＬ、ＱＯＬ等に及ぼす使用薬剤等の影響の確認。
・使用薬剤、用法、用量等に関する医師等への助言。
・麻薬製剤の選択及び疼痛管理とその評価。
・病態と服薬状況、残薬及び過不足薬の確認・助言。
・患者の住環境と衛生的に保つための指導・助言。
・在宅医療機器、用具、材料等の供給。
・在宅介護用品、福祉機器等の供給・相談応需。
・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

（利用料その他の費用の額）

第８条　利用料については、介護報酬の告示上の額とする。

２．利用料については､居宅療養管理指導の実施前に予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

３．利用料は月４回（がん末期患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の対象者の場合は週２回かつ月８回）まで限度に利用者負担を徴収する。自己負担額は、単一建物居住者が 1 人の場合１回当たり 1 割負担で 518 円（2 割負担で 1036 円、3 割負担で 1554 円)、単一居住者が 2～9 人の場合１回当たり 1 割負担で 379 円（２割負担で 758 円、3 割負担で 1137 円)、単一建物居住者 10 人以上の場合は１回当たり１割負担で 342 円（2 割負担で 684 円、3 割負担で 1026 円）とする。尚、麻薬使用の場合は各回１割負担で 100 円（2 割負担で 200 円、3 割負担で 300 円）を加算し、これらの所定の単位数に中山間地域等における小規模事業者加算（所定単位数の 100 分の 10　秋田県すべての事業所が対象）を加算する。情報通信機器を用いた服薬指導は１回当たり１割負担で 46 円（2 割負担で 92 円、3 割負担で 138 円）

４．居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。

（緊急時等における対応方法）

第９条　居宅療養管理指導を実施中に利用者の病状に急変その他緊急状態が生じた場合には､速やかに主治医等に連絡する。

２．居宅療養管理指導を実施中にその実施に起因した利用者に対する事故が生じた場合には､すずらん薬局と損害保険会社との契約に基づいて対応を図るものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１０条　すずらん薬局厚生医療センター前店は社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また、質の保証ができうる業務態勢を整備する。

２．従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

３．従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

４．サービス担当者会議等において利用者や家族の個人情報を用いる場合は、別紙個人情報保護に関する基本方針を遵守する。

５．この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項はすずらん薬局厚生医療センター前店と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。　本規定は２０２４年６月１日より実施する。